

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正について

I. 改正の目的

資金の借入れに係る規定について、分配金再投資型投資信託以外の投資信託においても資金の借入れを可能とした旨の規則改正要請が寄せられた。

また、上場投資信託の現物交換取引決済における、フェイル発生時に清算基金へ拠出する担保金についても、資金借入れの対象とした旨の要請があつたことから、自主規制委員会下の運用及び計理専門委員会にて、検討を行つてきたところである。

今般、これらの検討結果を踏まえ、「投資信託等の運用に関する規則」及び「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正を実施することとする。

II. 主な改正の内容

(1) 「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

分配金再投資型投資信託以外の投資信託についても分配金支払い目的の借入れが可能となるように規定を整備するとともに、委託会社が行う資金の借入れの目的に「決済繰延に係る清算機関への支払い目的」を追加する。

(第 15 条第 1 項第 9 号の改正)

(2) 「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正

イ) 従来、条文中に文章として列挙していた借入期間について、それぞれ箇条書きに改め、列記することとする。

(第 4 条第 1 項第 1 号の改正)

ロ) 定期的に安定分配を目指す投資信託以外の投資信託による分配金支払いのための資金手当てを目的とする借入れは、各社で必要な資金手当てを講じてもなお不足額が生じる場合の借入れとし、借入残高の限度額についても資金手当てが可能な額を除いた額とする。

(第 4 条第 1 項第 3 号の新設)

ハ) 上場投資信託の現物交換取引における支払いを目的とした資金の借入れは、当該投資信託財産の証券残高が回復するまでを借入期間とし、投資信託財産として必要な金額までを借入限度額とすることを規定する。

(第 4 条第 1 項第 4 号の新設)

III. 実施の時期

令和6年9月19日から実施する。

以 上